

社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会役員報酬等規程（平成30年8月21日改正）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会（以下「当協会」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - （2）非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、第4条の規定に基づき、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円滑に任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）賞与については、別表2に定める額
- （3）退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- （4）通勤手当については、協会職員給与規程第21条の規定に準じる額

（非常勤役員等の費用弁償）

第4条 非常勤役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合は、次の通り費用を弁償する。

- （1）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 3000円
- （2）監事が監査を実施した場合の費用弁償 3000円

（当協会職員給与との併給）

第5条 当協会の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、賞与及び退職手当も含め、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月17日（当月払い）とする。ただし、その日が休日に当たるときは、協会職員給与規程第5条第2項に規定する日に準じた日とする。
- （2）賞与については、毎年6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、協会職員給与規程第27条に規定する日に準じた日とする。
- （3）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 前項に定める報酬等については、現金で直接その金額を支払う。但し、本人が同意し

た場合は、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 次の各号に掲げるものは、報酬等から控除する。

①源泉所得税

②住民税

③健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金の保険料の被保険者負担分

④雇用保険の保険料の被保険者負担分

4 第4条に規定する非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。

3 月の途中における辞任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程による報酬等の支給にあたり、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

附則 この規程は、平成30年8月21日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 350000円
業務執行理事	月額 330000円
理事	月額 310000円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.8か月分
12月の賞与	報酬月額×1.8か月分

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

*上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

*係数は、当分の間1とする。